

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○橋本委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

今日、冒頭、尾身先生に質問をしようとしていたんですが、いらしておられないと。準備されておられたと聞いておりますけれども、自民党の反対でここには呼ばないということになったと聞いております。

これはとんでもないことだと思いますね。自民党の議員の方も、呼ぶべきだと思う方、いると思うんですよ。何でこんなことをするんですかね。公明党も、呼ぶの反対なんですか。ちよつと信じられない。尾身先生がいなくて、コロナの質疑なんかできないじゃないですか。

尾身隠しですか。過去も、この委員会でも、政府にとつて耳の痛いことをおっしゃっておられた記憶がありますけれども、まさかそういうことではないと思いますけれども、専門家の意見、政府の政治的判断とは別にお伺いするというのは大変重要なことですので、是非、委員長、考え直し

ていただきたいと思えます。

○橋本委員長 私の考えでしたわけではございませんが、今日は理事会で協議が調わなかったということでございます。

ただいまの件につきましては、後刻、理事会で協議をいたします。

○長妻委員 現状……（発言する者あり）だから参考人で呼んでいるんですよ、今日。自民党から何か言っていますか、何、参考人で今日呼んだんですよ。（発言する者あり）この間は違うでしょう、テーマが、新型コロナと。今回はコロナで質問するので自民党が、参考人で呼べて、今日、呼んでいるんですよ。自民党の皆さん、ちよつと知識がないんじゃないですか。ちよつと、お願いします。

後藤大臣にお伺いしますけれども、ちよつと尾身先生がおられないので。今、第七波はもう始まっているという認識でございますか。

○後藤国務大臣 今回の感染の状況につきましては、全国的に見れば、新規感染者数の七日間の移動平均では前週比で減少をしておりますが、地域別に見ると、継続的に増加している地域もある一方で、横ばいの地域や減少している地域も見られるなど、感染状況の推移に地域で差が生じている事態であります。

厚生労働省として、感染拡大の波について明確な定義は設けてはおりませんが、感染力がより強いBA・2系統への置き換わりの状況も含めて、今後の動向に注意が必要と認識をいたしております。

感染拡大の波のことについて申し上げますれば、十二月末からの感染拡大について、一般に第六波と呼ばれているものと承知していますけれども、いわゆる第六波について、一月末から二月上旬にピークを迎えた後、感染者数は減少傾向にありましたけれども、その後、三月下旬から再び感染者数の増加が見られたわけでございます。

この感染者数の増加が継続的に全国的な感染者の増加につながっていくのか、第六波の一部と捉えられるような一時的な感染者の増加にとどまるのかについて、引き続き慎重に感染状況を見極める必要があるというふうに思います。

○長妻委員 ちよつと現状認識が甘いと思うんですね。国民の皆さんにもやはりきちつとメッセージを出さなきゃいけない。第七波は始まっていると私は思うんです。

アドバイザリーボードの専門家の先生方の中でも、第七波はもう始まっているとおっしゃっておられる方もいらっしゃるの、これから五月の大規模連休が始まるわけで、その前にきちつとしたやはりメッセージを出さないといけない。このまま自然体で行ってしまえば、五月の中旬とか、大きな波がやってきかねないと強い懸念を持っています。

連休前に蔓延防止措置を一定の地域に出すべきだと思っておりますが、後藤大臣、いかがですか。

○後藤国務大臣 今、長妻委員の御指摘のとおり、ゴールデンウィークが近づくと、人流や都道府県を越える移動が増えることも予想されることから、引き続き、感染防止策の徹底が必要であると

いうふうに認識しております。

このため、国民の皆様には、感染リスクの高い行動を控えていただいて、改めて、マスクの着用、手洗い、三密の回避や換気などの基本的感染防止策の徹底を心がけていただくように、機会をつかまえてはお願いをさせていただいている状況でございます。

感染が再び拡大する可能性も懸念される中で、政府としては、引き続き最大の警戒を保ち、昨年十一月に取りまとめた全体像で準備してきた保健医療体制をしつかりと稼働させていくことを基本としつつ、必要であれば、これまでの考え方もとらわれることなく、適時適切に対応していく必要があるというふうに考えています。

また、蔓延防止等重点措置の実施につきまして、特定の都道府県全域において感染拡大のおそれがあり、それに伴い、医療提供体制、公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合に、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断するものがあります。厚生労働省としても、随時アドバイザリーボードを開催して感染状況の分析、評価を行うとともに、政府一体となつてしつかり対応していきたいと思えます。

○長妻委員 従来と変わらないですよ。自然体でこのまま大型連休になだれ込むというのは、私にはあつてはならないというふうに思いますし、沖縄を始め蔓延防止をしないとけない。つまり、蔓延防止措置というのは、蔓延を防止すると。これまで、蔓延を始めて、相当ピークに近づいて

蔓延防止を打っていましたよ。蔓延を防止するというのが蔓延防止措置ですから、是非、厳しい対応をきちつと、連休前ですから、していただきたいというふうに思います。

そして、農薬の安全性について農水省にお伺いしますけれども、言われているネオニコチノイド系の農薬、チアクロプリドについて、EUでは今どんな状況にあるのか、その理由も分かればお知らせください。

○冲政府参考人 お答えいたします。

御指摘のチアクロプリドにつきましては、二〇二〇年一月にEUの欧州委員会が登録更新を認めなかったと承知しております。これは、当該成分を人への生殖毒性があると推定されるものとした欧州化学品庁の分類結果等に基づきまして、欧州食品安全機関が人の健康に及ぼす影響への懸念等も示した評価結果を提出したことを考慮し、欧州委員会が決定したものと理解をしております。
○長妻委員 にもかかわらず日本では平気で使われていると。心配でございます。

これは、子供の成長に影響というのもあったんですか、EUの判断で。

○冲政府参考人 私どもの承知をしている範囲ですと、化学物質全般について欧州化学品庁が評価を行う仕組みの中で、動物試験等のデータに基づきまして、人への生殖毒性があると推定されるというカテゴリーに分類をされたというふうに承知しております。

○長妻委員 いろいろあるんですけれども、もう一つ、有機リン酸系殺虫剤クロルピリホス、これ

は、EU、米国で禁止、一旦使われていたのを禁止したようでございますが、理由は何でございますか。

○冲政府参考人 お答えをいたします。

米国の官報の情報によりますと、米国においては、安全性の評価の結果、食品、飲料水等からの暴露量が神経毒性及び発達神経毒性の懸念されるレベルを超えることを踏まえ、食用作物への使用の登録が削除されたと承知をしております。

また、EUの官報の情報によりますと、EUにおきましては、再評価の結果、遺伝毒性に懸念があること、発達神経毒性に影響が認められ、生殖毒性が懸念されることから、登録の更新が認可されなかったと承知をしております。

○長妻委員 これも平気で日本では使われていると。心配でございます。

今日は国会図書館にもお出ましいたいて、この前者、私が申し上げたのは、ネオニコチノイド系殺虫剤の話でございます。後者は有機リン酸系殺虫剤の話でございます。それぞれについて、発達障害との関連性を疑うような、そういう論文について御紹介いただければと思います。

○樋口国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。

ネオニコチノイド系農薬が発達障害に影響を与えているという研究論文といたしましては、東京都医学総合研究所の研究員等を務めた木村・黒田純子氏、黒田洋一郎氏らが二〇一二年に発表したプロスワン誌の英語論文がございます。これは、新生児ラットの小脳ニューロンに対するネオニコ

チノイド系農薬の影響に関する論文であり、ネオニコチノイド系農薬には、人の健康を害し、特に子供の脳の発達に影響する可能性があることが記載されております。

この二〇二二年の論文の著者の一人である木村・黒田純子氏は、雑誌「現代農業」の二〇一九年八月号で、最近の研究成果として、ネオニコチノイド系農薬の Maus への影響に関する国立環境研究所、神戸大学、近畿大学の研究等を紹介した上で、ネオニコチノイド系農薬と発達障害の関連については近年研究が進んだものの、完全な解明にはまだ時間がかかる、しかし、未来を担う子供に関わる重要事項については、予防原則に基づいて、危険性が指摘された時点で規制が必要であると述べられています。

続きまして、クロルピリホスでございますけれども、雑誌「科学」の二〇二二年三月号に掲載されました遠山千春氏、木村・黒田純子氏らの論文は、クロルピリホスの暴露を胎児期から小児期にかけて受けた同一の児童を長年にわたり追跡してきた米国の疫学的研究を紹介しており、これによれば、建材用クロルピリホスの胎児期の暴露量が多いと精神発達への影響が顕著になること、クロルピリホスを含む有機リン系農薬の胎児期の暴露と、記憶力、知能指数の低下や注意欠如症状の増加との関係が認められたこと、胎児期の有機リン系農薬の暴露で、学童期に精神発達が遅延することなどが挙げられております。

以上でございます。

○長妻委員 非常に不安です。仮に日本で発達障

害や子供の脳への影響があるとすれば、これは大変なことでございます。

今日、食品安全委員会にも来ていただいておりますけれども、調査をするということになったと聞いておりますけれども、食品安全委員会はお子さんの発達障害や脳の発達との関連性も含めた調査をするんですか。

○鈎柄政府参考人 お答え申し上げます。食品中の残留農薬の食品健康影響評価におきましては……（長妻委員「いやいや、発達障害」と呼ぶ）発達障害でございますね。

発達障害を含めまして、食品中の残留農薬の食品健康影響評価におきましては、海外や国際的な機関における情報を収集しつつ、農林水産省が定めているガイドラインに沿って、リスク管理機関、農林水産省等から提出された試験成績等に基づきまして評価を行っております。

このガイドラインにおきまして、発達神経毒性につきましましては、ほかの毒性試験の結果から、神経学的影響が認められ、発達の神経毒性を確認する必要がある場合に、試験成績の提出を要するとされており、例えばネオニコチノイド系農薬の評価におきましても、こういった資料が提出されるものというように考えております。

今後、再評価に係る諮問があった際には、食品安全委員会において、発達神経毒性の結果や公表文献等の最新の科学的知見に基づきまして、専門家により評価が行われることとなります。

○長妻委員 しっかりと、本当にしっかりと評価をして、もう既にこれは欧米で使えていないわけ

ですから、そういう農薬についてはもう速やかに私は規制する必要があると思うんですが、食品安全委員会はいつから調査を始めるんですか。

○鈎柄政府参考人 お答え申し上げます。農薬の再評価におきましては、現在、農林水産省の方で資料の準備等をしているということで、その準備ができましたら私どもの方に諮問がされるものというように考えております。

○長妻委員 農水省、諮問はいつするんですか。

○沖政府参考人 今御指摘のございましたものにつきまして、現在、三種類の農薬について、私も、再評価のための資料の提出を受けております。それらにつきまして、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、提出されたデータに漏れがないか、あるいはGLPですとかガイドラインに適合しているかどうか、そういうような確認を行っております。

この再評価という仕組み自身が新しい仕組みなものですから、経験的にどれくらいで終わるといふ蓄積がないものですから、今の時点で、いつ内閣府に諮問できるかということについては、ちょっと申し上げることができません。申し訳ありません。

○長妻委員 ちょっと信じられないんですが、食品安全委員会がまだ調査が始まっていない、それは、その前に農水省が諮問しなければ調査は始まらないということですよ。その農水省が食品安全委員会に諮問する時期すら分からないと。とんでもないことですよ。

これは、年内には諮問するんですか。

○**沖政府参考人** お答えをいたします。

済みません。先ほど三種類と申しましたが、今、五種類のネオニコチノイドの申請を受けておりますけれども、今後の評価のプロセスを円滑に進めるためには、資料の提出を受けた今の段階でデータ等の不足がないか確認しておく……（長妻委員「年内にやるんですか」と呼ぶ）ですので、今、かつ、この再評価は新しい仕組みなものですから、どれくらい実際、データ確認に時間がかかるか、その蓄積がなくて、経験がなくて分からないというのが現状でございます。申し訳ございませんが、国会の場で、いつ諮問できるということをお答えできる状況には今ございません。

○**長妻委員** これは私、聞いてびっくりするんですね、年内かどうか分からない。でも、その資料というのは、新たな研究じゃなくて、メーカーからもらう資料なんですよね。その資料なんて、メーカーからもらえばいいじゃないですか。何やっていいるのかなと。

これは、後藤大臣、人ごとではもちろんありませんで、食の安全は、この農水省の諮問は厚労省も受ける可能性があるわけですから、厚労省の基準課ですかね、食品の。そういう意味で、発達障害ということも厚労省の所管でしょうから、後藤大臣、ぐずぐずせずに早くやってほしい、きちつとやってほしいというようなメッセージを出していただきたいと思います。国民の命と生活を守っていくという観点から、必要なことについては検討させていただきます。

○**長妻委員** ちょっと消極的なんですけれども。

これは農水省の話じゃないですからね、健康の話ですから、是非、主体性を持って、もうちょっと踏み込んだことをもう一言言っていただけば。

○**後藤国務大臣** しっかりと、委員の今の御指摘も踏まえて、どう対応していくのか考えていきたいと思えます。

○**長妻委員** じゃ、是非是非よろしく願いをいたします。

このテーマは以上でございますので、この関係の方はお帰りいただいて結構です。ありがとうございました。

最後に、防衛省、お出ましいただいていると思うんですが、防衛省にお伺いしますが、ロシアに核兵器の自動報復システムがある、こういうふう

に聞いたことがあるんですが、これは事実ですか。

○**橋本委員長** 農林水産省さんと食品安全委員会事務局長さんは、もう御退出いただいて結構です。

○**大和政府参考人** お答え申し上げます。

今御指摘のありました自動核報復装置につきましては、様々な論考がございますが、例えば、防衛省の防衛研究所が刊行している「安全保障戦略研究」というものがありまして、その中に、これについて記述したものがあります。

ただし、防衛研究所が刊行する「安全保障戦略研究」は、防衛研究所や部外の研究者が執筆した個人の研究論文を記載する論文集でありまして、防衛省としての見解を述べたものではありません。

その上で申し上げますが、二〇二〇年八月に発刊された論文集の中に、ロシアのいわゆる死者の手に

いうシステムについて記述したものがございます。この論文は、公刊資料を引用する形で、死者の手について以下のように述べております。

すなわち、これは、一九八五年にソ連が運用を開始したとされる自動核報復システムであり、アメリカの先制核攻撃によってソ連指導部が壊滅し、核報復の命令が出せなくなった事態に備えて開発、配備されたものである、そして、核攻撃の早期警戒情報を受けてシステムを起動されるとほぼ自動的に報復核戦力を発動する仕組みになっており、現在も稼働中と見られている、かように述べているところであります。

○**長妻委員** 最後のところ、現在も稼働中と見られていると。ソ連で始まったシステムということでございますが、これはどういうメカニズムで発射ということになるんですか。もう少し詳しく説明いただけますか。

○**大和政府参考人** お答え申し上げます。

ただ、これは今御紹介した論文が引用している公刊資料にある記述ということになりますけれども、例えば、幾つかの条件を満たした場合に、この死者というシステムは、核報復の発動に係る通常の指揮命令系統を迂回して、直ちにシステムの当直将校に核報復を発動する権限を委譲する、最後に、当直将校が発射ボタンを押し、複数のサイロから指令用のミサイルが発射されると、その後人間が介入する余地はない、飛び立った指令用ミサイルはソ連の各地に残存している核戦力に対して空中から無線で暗号化された発射命令を送信し、アメリカに対する報復攻撃が自動的に発動

される、こういった記述が引用されているところ
であります。

○長妻委員 死者の手ということは今御紹介いた
だきましたが、仮に、今、ロシアはウクライナ侵
略をしておりますけれども、ロシアでクーデター
などが起こって相当混乱したとき、このシステム
による不測の事態というのが起こる可能性もある
のではないかと、大変心配でございます。

翻って、日本国においても国民保護法制とい
うのがあって、今、世界の秩序が混沌とし始めてお
ります。厚労省の役割も、これは防衛省任せでは
もちろんいけませんで、国民保護計画の概要とい
うことで一番最後におつけしておりますが、厚労
省も、武力攻撃を受けたときには相割な役割を果
たさなければならないというふうに考えておりま
す。

後藤大臣にお伺いしますが、日本がこの武力攻
撃を受けたときに、核の脅威を含めて、厚労省とし
てはどのような対応を考えておられますか。

○後藤国務大臣 今、こうした事態に対しては、
内閣官房等において危機に関する対応を検討をし
ている、検討、調査も進めているというふうに思
っております。

国民保護ということは厚生労働省にとっても重
要な課題でありまして、政府一体となって取り組
むべき課題であるというふうに当然思っております
ので、そうした内閣官房における研究、検討に
ついて、厚生労働省として必要な協力を行って
いきたいというふうに思っています。

○長妻委員 ちよつと確認すると、非常に、国民

保護計画の中で厚労省の役割というのはきちつと
決まっているんですが、これの検討がなかなか進
んでいないような気がいたしますので、しつかり
とした検討をして、実施計画をきちつと策定をし
ていただきたいということをお願いして、質問を
終わります。

どうもありがとうございます。